

ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、日常的なウォーキングへのステップとなる仕組みをつくることで、子どもから高齢者まであらゆる世代をウォーキングの実践へ誘導することを目的とする。

(内容)

第2条 この事業は、「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認定をする県内で開催されるウォーキング大会（以下「認定大会」という。）に参加して完歩した者に、大会ごとに大会主催者又は実行委員会（以下「主催者等」という。）がポイントシールを1枚配付し、参加者のポイントシールが5枚に達した場合には、特典を付与するものである。

- 2 前項の取組に併せて、認定大会に親子（子どもは満18歳未満の者を対象とする。ただし、満18歳であっても、最初に迎える3月31日までは対象とする。）で参加し、鳥取県が交付する「とっとり子育て応援パスポート」の提示があった者には、参加賞を付与する。
- 3 前2項の取組に併せて、参加した市町村ごとにスタンプを押し、19のまちすべてを歩くことを目標とするスタンプラリーも実施し、19のまちすべてを完歩した者のうち、スタンプラリー面の原本を同封し、郵送により申し出たすべての者に、記念品を贈呈する。

(実行委員会が認定するウォーキング大会)

第3条 前条の「認定」は、実行委員会が大会主催者からの申請を受けて行うものとする。

- 2 前項の認定は、以下をすべて満たすものであることを要件とする。
 - (1) 参加想定者が40人程度以上の大会で、かつ、3km以上のコースを含むものであること
 - (2) 誰でも参加できるものであること
 - (3) 市町村が実施する大会又は市町村以外の者が開催地市町村と協働して実施する大会であること。
 - (4) 大会の主催者が、ポイントシールの配付や事業のPRに協力する意思を示していること
- 3 第1項の申請は、様式第1号により行うものとする。
- 4 実行委員会は、第1項の申請を随時受け付け、その都度認定し、様式第2号により申請者に認定を通知するとともに、認定したものをホームページ等で公開するものとする。
- 5 実行委員会は、スタンプラリーのスタンプ押印及び次の認定大会の告知については、可能な範囲で大会主催者に協力を求めることとする。

(カード、パスポートの配布等)

第4条 主催者等は、認定大会の参加者全員（所持者を除く。）に「げんきウォーキングカード」（以下「カード」という。）と「19のまちを歩こうパスポート」（以下「パスポート」という。）を無料で配付する。

- 2 主催者等は、認定大会に参加して完歩した者にカードに貼り付けるためのポイントシールを1枚配付する。（家族単位で参加した者については、1枚のカードに参加したすべての者分のポイントシールを貼り付けることも可能。）
- 3 ポイントシールが5枚に達した者は、ポイントシールを貼り付けたカードを、次条に定める期日までに実行委員会宛に応募すれば、次条に定める特典を受けることができる。
- 4 パスポートには、参加した市町村ごとにスタンプを押し、19のまちすべてを歩くことを目標とするスタンプラリーの実施に使用する。
- 5 カードは、そのまま郵送が可能なハガキ仕様とする。

(特典等の付与)

第5条 第2条第1項の「特典」の内容は、次表のとおりとする。

対象	内容	締切り
応募したすべての者	「とっとり歩きニスト」認定証	2月末日
ポイントシールを5枚集め、応募した者（応募多数の場合は抽選による）	鳥取県の特産品パック2,000円相当	

2 第2条第2項の「参加賞」は、次表のとおりとする。

対象	内容
認定大会に親子で参加し、「とっとり子育て応援パスポート」の提示があった者	本県出身作家によるまんがキャラクターのバッジ等(大会当日に付与)

3 第2条第3項の「記念品」は、次表のとおりとする。

対象	内容
19のまちすべてを完歩し、スタンプラリー面の原本を郵送により申し出たすべての者(申し出は1人5回を上限とする)	・19のまち完歩達成記念品(申し出があり次第その都度贈呈) ・「とっとり歩きニストマスター」認定書(スタンプラリーが5回の上限に達した者に贈呈する)

(抽選)

第6条 抽選は、実行委員会委員長が別に定める抽選要領(当選人数、抽選方法等が記載されたものとする。)により、実行委員会事務局が実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

年 月 日

「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員長 様

団体名：

所在地：

代表者名：

印

担当者名：

電話番号：

ウォーキング立県19のまちを歩こう事業認定大会申請書

下記ウォーキング大会を「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」の認定大会として申請します。

また、認定された場合は、ポイントシールの配付や事業のPRに協力します。

①大会名	
②目的	
③実施時期	
④実施場所	
⑤参加(予定)人数	計： 人(県内： 人、県外： 人)
⑥事業内容	
⑦開催地市町村の協力内容	
⑧スタンプラリーの押印について	協力可能 ・ 協力不可
⑨次の認定大会の告知について	協力可能 ・ 協力不可

注1) ⑥の事業内容には、設定されるコース、距離数等を記載すること。ただし、事業内容が分かる資料(パンフレット等)を添付すれば、記載不要とする。

注2) ⑦の協力内容は、大会の主催者が市町村以外の場合に記載する。(例.市町村窓口でのチラシの配架)

注3) ⑧スタンプラリーの押印、⑨次の認定大会の告知については、大会主催者に可能な範囲で協力を求めるもの。

年 月 日

（申請者） 様

「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員長

ウォーキング立県19のまちを歩こう事業の大会認定について

下記ウォーキング大会を「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」の大会として認定します。

①大会名	
②実施時期	
③実施場所	
④参加（予定） 人数	計： 人（県内： 人、県外： 人）